

# 官報

号外  
令和二年二月二十七日

## ○第二百一回 衆議院会議録 第七号

令和二年二月二十七日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

予算委員長棚橋泰文君解任決議案(安住淳君外  
五名提出)

法務大臣森まさこ君不信任決議案(安住淳君外  
五名提出)

午後二時三十二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○福田達夫君 議案上程に関する緊急動議を提出  
いたします。

安住淳君外五名提出、予算委員長棚橋泰文君解  
任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審  
査を省略してこれを上程し、その審議を進められ  
ることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議  
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

予算委員長棚橋泰文君解任決議案(安住淳君  
外五名提出)

○議長(大島理森君) 予算委員長棚橋泰文君解任  
決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。本多平直君。

予算委員長棚橋泰文君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

○本多平直君 本多平直です。

ただいま議題となりました予算委員長棚橋泰文  
君解任決議案について、共同会派、立憲民主・国

民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党を代  
表して、その趣旨を御説明いたします。(拍手)

まず、案文を朗読します。

本院は、予算委員長棚橋泰文君を解任する。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

まず、冒頭、新型コロナウイルス肺炎でお亡く  
なりになられた方々の御冥福をお祈りし、また御  
家族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。ま  
た、感染、発症されている皆様の日も早い御回  
復を心よりお祈り申し上げます。

我々野党も、今後とも、さらなる感染拡大防止  
に向け、政府にも協力すべきは協力し、取り組ん  
でまいります。

さて、今回、棚橋泰文委員長の解任決議の趣旨  
弁明をさせていただくこと、大変大変、普通、自  
分から仕事を求めない方なんです、ぜひともや  
りたいと思つた仕事を与えていただいて、会派の  
役員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

これまで、さまざまな場面で、我々野党は委員  
長の解任決議を提出してまいりました。中には、  
本意でなく強引な委員会運営をせざるを得なかつ  
た、人柄的にはすぐれた委員長の解任決議を提出  
したこともあつたかもしれせん。そうした際の  
趣旨弁明には若干の心苦しさもあつたかと思ひ  
ますが、今回、私は、予算委員会の現場にいた人  
間として、どこにいらつしやるんでしょうかね、  
ああ、いらつしやいますね、棚橋泰文委員長が予  
算委員長として全くふさわしくないことを心から  
確信し、思いを込めて趣旨弁明させていただきました。

解任の理由は、百でも二百でも私は言えます  
が、こちらにも準備してありますが、大きく分け  
て……(発言する者あり)言えよとおつしやつたの  
で、言つてもいいんですよ。言えよとおつしやつ  
たので、言つてもいいんですよ……

○議長(大島理森君) 不規則発言には応えない  
で、やってください。

○本多平直君(続) 大島議長の指示には私は従い  
ます。

大きく分けて五つの理由がございます。しつか  
りと、委員長、お聞きください。

第一の解任理由は、与党寄りというよりも政府  
寄り、政府寄りというよりも総理寄りの全く不公  
正、不公平な委員会運営です。

私が最初にあなただけのことを変だと思つたの  
は……(発言する者あり)光栄でございます。おま  
えが変だのお言葉、しっかりと受けとめて取り組  
んでまいります。

私が最初に棚橋委員長を変だと感じたのは、そ  
の異常なゆつくりとした話し方です。普通のス  
ピードでお話できるときもありますので、やむ  
を得ない事情ではなくて、わざとやっているとし  
か思いません。私もいつもゆつくり読ませて  
いただいているのは、自由民主党の皆さんにも棚  
橋ワールドを堪能していただきたいからでありま  
す。

閣僚に我々が質問した後、遠くの座席に座つ  
ている閣僚でも、その着席を一々待ってからの次  
指名に入る。こんなおかしい運営をした委員長を  
私たちは見たことがありません。

なぜこんなおかしい運営をしているのか。いろ  
いろ考えるに、理由は一つであります。今国会  
は、まさに、桜を見る会をめぐり安倍総理自身の  
公職選挙法違反、政治資金規正法違反などが疑わ  
れ、当然、これらの問題については、他のどの大  
臣でもありません、安倍総理しか答弁ができません。  
厳しい野党の追及にさらされる安倍総理の時  
間を一分でも一秒でも短くしようという魂胆だと  
思います。

しかし、単に問題はゆつくり読んでいるとか着  
席まで待つとか、そんな話ではありません。我々  
野党議員が魂を込めて準備をした質問の時間をこ

出し、全面開示するには、政権がかわるしかありません。法解釈の適正化、責任ある者の処分、犯罪容疑者の適正な訴追、全ては健全な政権交代によってしか実現されないのであります。

この政権の無謀、横暴を正す使命と責任は、改めて、我々野党にある、今、その重い責任を自覚し、国家国民のためにみずからを高め続けてまいりたいと思っております。

改めて、その任に値しない森法務大臣の許すべからざる数々の責任論、同時に、我々野党が共有すべき強い責任感、使命感を、場内に広く、強く訴えかけて、本決議案への賛成討論といたします。

御清聴まことにありがとうございます。

(拍手)

○議長(大島理森君) 串田誠一君。

(串田誠一君登壇)

○串田誠一君 日本維新の会・無所属の会の串田誠一です。

会派を代表して、ただいま議題となりました森まさこ法務大臣に対する不信任決議案について討論いたします。(拍手)

今般問題となっている検事長定年延長問題は、極めて理解しがたい解釈変更であると考えます。

検察庁法では、検事の免職については、検察官適格審査会の議決を経なければできないことになっております。検察官適格審査会の構成は、国會議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十一人の委員が務めることになっております。これは、明らかに国家公務員の免職とは異なります。

なぜこのような厳格な制度になっているのか。それは、検事が総理大臣をも訴追することができるところからです。時には内閣に対して毅然とした態度をとらなければならぬからです。決してその地位が内閣によって左右されてはならないからです。

定年の年齢も異なります。検事総長は六十五歳、その他の検察官は六十三歳です。国家公務員とは異なります。厳格な議決を経なければやめさせることができないかわりに、定年延長がないことから、最初から定年年齢が異なっているのです。

この規定を、これまでの内閣は厳格に守ってきました。それが検察官への国民の信頼につながったのです。今回のような、ある人物だけは定年延長が認められるようなことがあると、その検察官は、政府と関連があり、便宜を図るのではないかと疑念が生じます。これからの司法制度に対する信頼失墜にもつながってまいります。

検察官に対する定年延長について、人事院の解釈は異なっていました。なぜ検察官に国家公務員あるからです。

当初の立法過程とも異なるものであるなら、それを改めることは国民にも大いに関係します。しっかりと議論をし、検察庁法の改正を経てすべきです。それが、解釈変更で、さらには口頭で行ったというのですから、司法の公正を余りに軽視するものであります。

また、選択的夫婦別姓の予算委員会での答弁も、御自身が通称使用し、その別姓の不便さを十分承知しながら、十分な理由もつけずに憲法違反状態を続けています。さらには、子どもの権利条約を遵守しないで放置していることなどを考慮すれば、その責任は極めて重大であると言わざるを得ません。

しかしながら、現在の日本は、新型コロナウイルスで国家的な危機に面しています。感染を広げないために、入管法の適切な運用など、極めて法務大臣の任務が求められる局面です。この国家的な危機に、法務大臣を解任し、空白をつくるべきでしょうか。これまでのコロナ対策に対する指揮命令を新たにやり直す時間があるで

しょうか。政府が言うように、ここ一、二週間が正念場です。

さらに、党として、国会運営にも問題提起しています。民間に会議の自粛を呼びかけている政府が、国会開催を自粛しないままではいいのでしょうか。一時的に、臨機応変な国会運営も検討すべき局面にあるものと考えます。

さて、議題の理由に戻ります。不信任案の理由となっている検事長定年延長は、説明責任を果たすということだけで済まされるものではありません。検察官への信頼を確保するためにも、早急に閣議決定を取り消して延長を取りやめるべきであるか、当人を説得して自主的に退職させ解釈変更を取り消すべきです。

されど、不信任案を認めて政治的空白をつくるべきではありません。コロナ対策は、全てに優先されるほど重要な危機的事態です。しっかりと対応してもらわなければなりません。感染を防げるかどうかの瀬戸際にある中で、政治的空白をつくりません。国民の生命身体に対し危険を増大してはなりません。

以上により、日本維新の会は、森まさこ法務大臣に対する不信任決議案に反対いたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

(藤野保史君登壇)

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、森まさこ法務大臣不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

不信任の理由の第一は、森大臣が、憲法に由来する検察官の職責の特殊性を無視して、検察庁法の解釈をねじ曲げたことです。

検察庁法は、定年について、検事総長は六十五歳、検察官は六十三歳と明確に定めています。検察官に定年延長制度の適用がないことは、一九四九年、一九八一年の二度にわたって立法府の意思が明確にされているのです。

ところが、森大臣は、黒川弘務東京高検検事長の定年延長を可能とするために、強引な解釈を行いました。断じて許されません。

そもそも、検察官は、公訴権を独占しており、時には総理大臣の訴追も行う、強大な権限と重い職責を負っております。こうした職責の特殊性があるからこそ、検察官には独立性が担保され、特別な身分保障が法律で定められています。定年制度は、まさにその根幹です。

重要なのは、この検察官の職責の特殊性が憲法に由来することです。

戦前、治安維持法による弾圧、特高警察などによる人権侵害が相次ぎました。こうした人権侵害を二度と起こさないようにするために、最高法規である憲法に、諸外国の憲法に例を見ないほど詳細な、刑事手続における人権保障規定が置かれ、それを具体化するものとして、刑事訴訟法、検察庁法が位置づけられているのです。

ところが、驚くべきことに、法務省は、昨日提出した文書で、百三十年前、一八九〇年、大日本帝国憲法下で制定された裁判所構成法を持ち出して、今回の定年延長が正当化されると説明しています。しかし、戦前は、天皇のもとに司法権があり、そのもとに検察も置かれていました。三権分立は極めて不十分だったのでした。

このときにつくられた法律を解釈変更の理由にするなど、二重三重に成り立ちません。法の支配を担うべき法務大臣が、最高法規である憲法に基づく法解釈を否定する、こんなことは断じて認められません。

第二に、森大臣は、自分の答弁の誤りを認めるどころか、うそにうそを重ねる答弁を繰り返して、国会審議を踏みにじっています。

森大臣は二月十日の予算委員会で、山尾議員の質問に対して、定年延長制度は検察官に適用されないという一九八一年の国公法改正時の政府の明

確な答弁について、知らないという旨の答弁を五回も繰り返しました。そして、その間、法務省の官僚もこれを訂正することなく、知らない旨の答弁を繰り返すまにさせました。

ところが、その後、政府の解釈はいつ変わったのかと質問される中で、一月十七日には内閣法制局と相談した、一月二十二日には人事院と相談したと答弁しました。一月十七日に内閣法制局、一月二十二日に人事院と法解釈について相談したにもかかわらず、何で二十日にはそんな議事録は知らないと繰り返したのか、全く説明がつかません。

その後も森大臣の答弁は二転三転し、あぐくの果てに、解釈変更の決裁は口頭決裁だとまで言い出しました。国会に対して虚偽答弁を繰り返す森大臣に法務大臣の重責を託すことは、絶対に認められません。

今回の異常な人事は、安倍総理自身が桜を見る会の問題で刑事告発され、東京地検と広島地検によつて、カジノ疑惑による衆議院議員の逮捕、起訴や、前法務大臣らの家宅捜索等が繰り返されているさなかで行われました。安倍政権に近い人物が検事総長になる道を開くために、森大臣は異常な解釈を強行したのです。三権分立、検察の独立を最も重んじなければならぬ法務大臣が、時の政権言ひなりで、検察への政治介入のお先棒を担ぐなど、到底許されません。

以上、憲法をゆがめ、虚偽答弁を繰り返す森大臣は法務大臣として全く不適格であることを強く主張して、私の討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)  
(各員投票)

○議長(大島理森君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)  
○議長(大島理森君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)  
投票総数 四百五十五

可とする者(白票) 三百三十六  
否とする者(青票) 三百十九

○議長(大島理森君) 右の結果、法務大臣森まさこ君不信任決議案は否決されました。(拍手)

安住淳君外五名提出法務大臣森まさこ君不信任決議案を可とする議員の氏名

- |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 安住 淳君  | 阿部 知子君 | 青山 大人君 | 荒井 聰君  | 池田 真紀君 | 泉 健太君  | 今井 雅人君 | 江田 憲司君 | 小川 淳也君 | 小沢 一郎君 | 大河原雅子君 | 大島 敦君  | 逢坂 誠二君 | 岡田 克也君 | 岡本 充功君 | 落合 貴之君 | 柿沢 未途君 | 神谷 裕君  |
| 阿久津幸彦君 | 青柳陽一郎君 | 浅野 哲君  | 伊藤 俊輔君 | 石川 香織君 | 稲富 修二君 | 生方 幸夫君 | 枝野 幸男君 | 小熊 慎司君 | 尾辻かな子君 | 大串 博志君 | 大西 健介君 | 岡島 一正君 | 岡本あき子君 | 奥野総一郎君 | 海江田万里君 | 金子 恵美君 | 亀井亜紀子君 |

- |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 川内 博史君 | 吉良 州司君 | 菊田真紀子君 | 黒岩 宇洋君 | 源馬謙太郎君 | 後藤 祐一君 | 近藤 昭一君 | 佐藤 公治君 | 櫻井 周君  | 階 猛君  | 篠原 孝君  | 白石 洋一君 | 関 健一郎君 | 高井 崇志君 | 武内 則男君 | 津村 啓介君 | 手塚 仁雄君 | 照屋 寛徳君 | 中島 克仁君 | 中村喜四郎君 | 長妻 昭君  | 西村智奈美君 | 長谷川嘉一君 | 日吉 雄太君 | 広田 一君  | 古川 元久君 | 堀越 啓仁君 | 馬淵 澄夫君 | 牧 義夫君 | 松平 浩一君 | 道下 大樹君 | 宮川 伸君  | 森田 俊和君 | 矢上 雅義君 | 屋良 朝博君 | 山尾志桜里君 | 山川百合子君 |
| 菅 直人君  | 城井 崇君  | 岸本 周平君 | 玄葉光一郎君 | 小宮山泰子君 | 近藤 和也君 | 佐々木隆博君 | 斉木 武志君 | 重徳 和彦君 | 篠原 豪君 | 下条 みつ君 | 末松 義規君 | 田嶋 要君  | 高木錬太郎君 | 玉木雄一郎君 | 辻元 清美君 | 寺田 学君  | 中川 正春君 | 中谷 一馬君 | 長尾 秀樹君 | 西岡 秀子君 | 野田 佳彦君 | 原口 一博君 | 平野 博文君 | 福田 昭夫君 | 古本伸一郎君 | 本多 平直君 | 前原 誠司君 | 松田 功君 | 松原 仁君  | 緑川 貴士君 | 村上 史好君 | 森山 浩行君 | 谷田川 元君 | 山内 康一君 | 山岡 達丸君 | 山崎 誠君  |

否とする議員の氏名

- |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| あかま二郎君 | 安倍 晋三君 | 青山 周平君 | 秋葉 賢也君 | 麻生 太郎君 | 穴見 陽一君 | 安藤 高夫君 | 井出 庸生君 | 井上 信治君 | 井林 辰憲君 | 伊藤信太郎君 | 伊藤 達也君 | 池田 道孝君 | 石川 昭政君 | 石田 真敏君 | 石原 伸晃君 | 泉田 裕彦君 | 今枝宗一郎君 | 岩田 和親君 | うえの賢一郎君 | 上野 宏史君 | 江渡 聡徳君 | 衛藤征士郎君 |
| あへ 俊子君 | 逢沢 一郎君 | 赤澤 亮正君 | 秋本 真利君 | 畦元 将吾君 | 甘利 明君  | 安藤 裕君  | 井野 俊郎君 | 井上 貴博君 | 伊東 良孝君 | 伊藤 忠彦君 | 伊吹 文明君 | 池田 佳隆君 | 石崎 徹君  | 石破 茂君  | 石原 宏高君 | 稲田 朋美君 | 今村 雅弘君 | 岩屋 毅君  | 上杉謙太郎君  | 江崎 鐵磨君 | 江藤 拓君  | 遠藤 利明君 |